

平成19年第339回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成19年12月4日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・請願の付託

議案第45号・第46号・第47号・第48号・第49号・第50号・第51号・第52号・第53号・第54号・第55号・第56号・第57号・第58号・第59号・第60号・第61号・

第62号・第63号

請願第6号・第7号

日程第4 選挙第1号 福島県後期高齢者医療広域連合議会の議員の補欠選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	鈴木一夫君	2番	大木義正君
3番	熊田宏君	4番	栗崎千代松君
6番	柏村栄君	7番	諸根重男君
8番	吉田伸君	9番	藤井精七君
10番	棚木良一君	11番	角田秀明君
12番	十文字重康君	13番	須藤羊一君
15番	遠藤守君	16番	松谷正良君
17番	永沼義和君	18番	根本信雄君

欠席議員(1名)

5番 渡辺正美君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 野地誠君

教育長 栗林正樹君 企画経営課長 渡辺正樹君

総務課長	内藤正昭君	税務課長	蛭田武良君
町民生活課長	長岐敬一君	保健福祉課長	根本孝一君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	須藤修平君	都市建設課長	坂本明司君
上下水道課長	渡辺正弘君	会計管理者兼 出納室長	熊田建一君
教育次長兼 学校教育課長	坂路寿紀君	生涯学習課長	水戸光男君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	小林伸幸	主幹兼 局長補佐 兼次長	水戸邦夫
--------	------	--------------------	------

◎開議の宣告

○議長（根本信雄君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

会議に先立ち報告いたします。

5番、渡辺正美君から欠席する旨の届け出がありました。

本日の日程に入ります。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（根本信雄君） 日程第1、これより前回に引き続き一般質問を行います。

◇ 棚木良一君

○議長（根本信雄君） 通告8番、10番、棚木良一君の一般質問を許します。

10番。

[10番 棚木良一君登壇]

○10番（棚木良一君） おはようございます。

通告順に従いまして、順次一般質問を行います。

まず最初に、町長など町三役の退職金を廃止することについてであります。

このことについてはこれまでも取り上げてきたわけであります。町長の退職金は20%カットでも1,500万円以上になる。あるいは、当時の助役さんの計算でいきますと10%カットでも800万円。それから、教育長さんについては500万円ということで、合計2,800万円以上になるわけであります。ですから、野崎町長は20%カットしていますのでこの金額ですが、これが例えば町長選挙が終わって町長がかわれば、これカットしていないとすれば、もう3人で3,000万円以上になるわけであります。たった4年間務めて、1,600万とか800万とか500万という金額は町民の目線から見ればとんでもないと。矢吹町の企業に勤めている方でも40年勤めてもそんなにももらえないと、こういった声がたくさんあります。

そういう点では、私はこの退職金の見直し、そして廃止することについてこれまで質問したわけでありますけれども、町長からは見直しもしないし廃止も考えていない、こういう答弁であったわけでありますけれども、3月議会ではこの退職金については、全額町民が税金として納めたものだという点については、私もその内容などについては十分にその重みを理解しているつもりでございます。今後慎重に検討していきたいと考えておりますという答弁であったわけでありますので、今回はこの任期には、この退職金の廃止については間に合わなかったわけでありますけれども、財政3カ年計画の中でも最初は入っていなかったわけですが、この改訂集中改革プラン、19年度の間接管理の中でようやく入ってきました。これはどういうふうに入ってきたかといいますと、特別職の給与の見直しの中で期末手当削減56万3,000円、町長は20%カットしております。ほかの方々も10%ですね。この見直しについては現在の削減状況の検証を行い、今後の継続とさらなる削減の検討を行います。退職金については削減した給与額を基本とした支給としますということなんですが、これは財政再建プロジェクトチームですか、いわゆるそういった方々が配慮をしてこうされたのかなというふうに思うんですが、やはり財政再建、私が言っているように、町の職員も町民の方々も議員も入ってこうした財政再建のプログラムをつくれれば、一番先にやはりこの町長の退職金については廃止するということになっていくんじゃないかというふうに思います。そういった点で、これらについて町長は「内に厳しく、外に優しい」を2期目の公約の中でもモットーとしてやっていくということを言っておりますので、それらについてやはり退職金は私は廃止するということが必要ではないかと思ひますし、今後の矢吹町の町政を携わる人としてやはり避けて通れない課題ではないかと思ひますので、その点について町長の見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、健康センターなどの民営化後の検証と見直しについてであります。

公共施設の民間委託などによる歳出状況ということで資料をいただいたわけでありますけれども、健康センターが民間委託して指定管理者制度になってからもう18年度、19年度で間もなく2年が過ぎようとしているわけでありますが、ここでのやはり検証をしていかなければならないと。そして、今後の方針も立てなければならないということだと思ひます。

最初契約したときは2,300万ですか、3年間で6,300万。2,100万ですから6,300万というようなことだと思ひますが、今後、この歳出状況を見ますと委託後の事業費が2,558万2,000円となっておりますので、これを3年間だとすれば7,600万にもなってしまうわけですから、そういった点では最初の見積もりと実際に委託されたからの事業費というのは違ってきているんじゃないかと思ひます。1年間に2,500万でいきますと10年間で

2億5,000万になります。私は財政再建どころか、かえって逆に財政が容易でなくなるのではないかというふうに考えるわけであります。それこそ、やはり見直しをして町が管理をした方がいいのではないかというふうに思いますので、その点についての検証はどのように、そしてまた見直しなどについてもどのような考えを持っているのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、町立保育園の民営化が進められていますが、町立保育園はこれまでどおり町が運営していただきたいということで質問をいたします。

町長は、子育て支援を全面的に押し出してやっていることについては、これは私も町民の皆さんからも評価されると思います。しかし、民営化についてはこれは大変なことです。そもそも民営化の方針は、政府、厚生労働省と規制改革・民間開放推進会議から出されたものであります。その背景には財界による官製市場の全面的な開放という要求があったわけであります。小泉元首相が聖域なき構造改革を声高に叫んだのを皆さんも覚えておられることと思います。これに基づいて都道府県や市、区、町村が計画をつくって実践に移してきているわけであります。政府は保育の分野もいろいろな規制を取っ払って競争に任せればいいと考えてきています。それを自治体がきちんと実行しているかチェックをして縛りをかけております。

さらに、今後は保育所と利用者が直接契約して入所するとか、保育料も園が自由に設定してお金がある人はサービス内容の充実した保育を買うことができるなどという方向を打ち出しています。認定こども園というのがそれであります。保護者にとっても自由でいいと思われるかもしれませんが、そういう方向になれば、例えば障害があったり、保育士の手がかかったりする場合には割増し料金になるとか、経済的に不安定で保育料の支払いが不安だという場合は入所を拒否するなど、園にとっての都合が優先されることにもなりかねません。保護者の所得格差が子供の保育の中身を決めていくことになり、行政が子供の育ちに責任を持つという自治体の基本が後退することになります。子育てを個人だけの自己責任の問題にしてしまう危険があります。国が考えた経済効率優先の保育施設を行うのか、それとも子供を大切にしたい保育施設を行うのが今町に問われているわけであります。民営化の何が問題かということであります。保育という人を育てる営みをもうけの対象とすることであります。保育所運営費の7割から8割は保育士ら職員の人件費であります。ベテラン保育士が多くなると9割近くにもなると言われます。それは人が人を育てる保育所では当然のことです。そこでもうけを得ようとしたら人件費を削るしかありません。給料が安い割にきつい仕事となるとやめる人が続出し、次から次へと保育士が入れかわる。目の前の子供たちのために必死に頑張っている保育士も長時間の仕事で参ってしまいます。そういう中で子供も親も安心できるでしょうか。

今、この矢吹町の保育園が民営化されるということで説明会に行ったお母さん方から私にも問い合わせがあります。大変心配だと、そういうことが言われます。若者が、私は町外に流出してしまうのではないかという心配もするわけであります。特に、福祉協議会に委託するということではありますが、この12月の広報やぶきにも矢吹町ひかり保育園職員募集ということで矢吹町社会福祉協議会が広告を出しております。これを見て何ですかというような問い合わせもあります。そういったことで、福祉協議会そのものが役員会を開いて委託をしますというようなことを決めているのかどうか。また、例えば福祉協議会が委託を受けて運営していった、その間に事故が起きれば、そういった事故の責任は町が持つのか福祉協議会が持つのか、そういった心配もあるわけですが、それらについて町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

そしてまた、町の第5次まちづくり総合計画の中では、地域の宝として子供をみんなで育て、子供たちが心豊かに成長する町をつくりたい。安心して子供を産むことができる環境づくり、安心して子供を育てることができる環境づくり、こういったことを打ち出しておりますので、私はこれまでどおり町が運営してこそ保護者の皆さんも、また町民の皆さんも安心できると思いますので、そういった点についてこれまでどおり町が運営していただきたいというふうに思いますので、その点について町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、指定管理者についてであります。図書館、ふるさとの森、文化センターについてはこれまでどおり町が管理すべきということで質問させていただきます。

政府の構造改革路線は官から民へ、小さな政府を掲げて地方の公共サービスの民間委託、民営化を自治体にも押しつけるものであります。都道府県では公立高校や保健所の再編、統合や福祉施設の民間委託、大学や病院の地方独立行政法人化、消費者行政の縮小などが進められています。多くの市町村でも保育所や学校給食、公共交通の民営化、民間委託などがメジロ押しです。こうした民営化路線の押しつけは財政難と効率的運営を大義名分にして進められています。行財政の効率的な運営は地方自治体が国民、住民の税金を財源としている以上、当然のことです。しかし、そのために住民の福祉の増進を図るという自治体本来の使命を放棄するのは本末転倒です。行政の効率的運営と住民サービスの充実を両立させてこそ本当の行政改革だと思っております。私は民営化万能論の押しつけでなく、町の安全と利益を最優先にした町民本位の効率的な行政の努力を強く求めるものであります。そのためにも、図書館、ふるさとの森、文化センターなどについてはこれまでどおり運営管理も町がすべきであります。特に、図書館やふるさとの森などについては民営化はなじまないし、指定管理者制度導入などはやめるべきでありますので、その点についてお尋ねをいたします。

また、文部科学省調査では、指定管理者制度、管理委託を導入している図書館は全国で1.8%だそうです。実施した図書館で見直しの動きも見られるとのことでもあります。そもそも無料利用化を義務づけられた図書館に民営化はなじまない。これは政府も認めていることでもありますので、指定管理者導入はやめるべきだと思います。その点について町長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、後期高齢者医療制度についてであります。

無年金者や収入のないお年寄りに対する町の対応についてであります。ご承知のように11月23日の福島民報あるいは民友で、75歳以上の新医療制度保険料が福島県、決まりましたということで報道されて皆さんもご承知かと思っております。本県は年平均6万7,100円、公費負担を除く実額は5万6,200円ということでもあります。これについてはこれまでもさきの議会でも取り上げたわけでもありますけれども、これは政府が強行した医療保険法の改悪により来年4月、後期高齢者医療制度が導入されようとしているわけでもあります。75歳以上の人を後期高齢者と呼んでほかの世代から切り離し、際限のない負担増と差別医療を押しつける大改悪であります。

今、後期高齢者医療制度の中身が知られてくる中で、高齢者、国民、自治体、地方議会、医療関係者などから一斉に批判の声が沸き起こっているわけでもあります。福田内閣の自民・公明の政権与党も現行制度で健保の扶養家族の人から新たに保険料を徴収することを半年程度延期する。70歳から74歳の医療費窓口負担を2倍に値上げすることを1年程度延期するなど、医療改悪の一部凍結を言い出さざるを得なくなっています。昨年の通常国会で強行した制度の破綻をみずから認めたものにほかなりません。しかし、政府の方針は対象となっている高齢者の一部の人の負担増をほんの少し延期するだけで、凍結とは名ばかりのごまかしにすぎません。

小泉、安部内閣の6年間、高齢者は所得税、住民税の増税、国保料、介護保険料の値上げ、医療の窓口負担引き上げなど、相次ぐ負担増に悲鳴を上げてきました。政府がお年寄りの置かれている状況に十分配慮し、きめ細かな対応に努めるというなら小手先のごまかしでなく、制度の実施そのものを中止すべきと思います。

特に矢吹町においては、この75歳以上の対象者は2,235人、そのうち軽減世帯が1,039人と46.4%であります。その中で1万5,000円以下の年金の方々、普通徴収と言いますが、これは20%から25%、約400人くらいになるだろうと思いますけれども、来年4月1日からこういった方々が年5万6,200円、そしてまた介護保険と合わせますと月に1万円以上になるわけであります。今でさえ国民健康保険の保険料が納められない人、滞納している人が525人いるわけであります。そういった中でもこういったこの後期高齢者医療制度の対象になる方がいると思います。そういった払いたくても払えない、つまり収入のないお年寄りに対する町の対応について町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（根本信雄君） ただいまの10番、棚木良一議員の一般質問に町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 皆さん、おはようございます。

10番、棚木議員の質問にお答えします。

初めに、町長など町三役の退職金廃止についてのおただしであります。おただしの件については昨年9月の第333回定例会及び本年3月の第336回定例会においても棚木議員に回答いたしておりますが、当町は県内の市町村で組織する福島県市町村総合事務組合に加入しており、町三役及び職員の退職金は総合事務組合の市町村退職手当に関する条例に基づき、町三役及び職員がそれぞれに定められた率により退職手当負担金を納入することとされており、この退職負担金は予算に基づき全額町より支出しております。町長と町三役に対する退職金を廃止することにつきましては再度検討いたしました。当町が総合事務組合に加入している以上、町三役のみが組合から脱退することは難しいものであり、町三役が脱退することはちなみに職員も脱退し、町独自で退職金積み立てを行う道を選択することとなります。以上のようなことから、町長と町三役のみの退職金を廃止することはできないものと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康センターなどの民営化後の検証についてのおただしであります。健康センターの管理協定として、老人福祉センター、あゆり温泉、温泉スタンド、温水プール、屋内ゲートボール場及びふれあい農園について、平成18年4月より指定管理者による管理運営を行っています。

指定管理者の導入された当初は住民の要望も多少ありましたが、最近はや滑な運営がなされております。利用者数については、直営時においては年々減少傾向にありましたが、民間管理により休業日の営業や営業時間の延長を実施し、18年度のあゆり温泉の例では17年対比で1万4,200人、約9%、温水プールは1万3,200人、17%の増加を見ました。管理費についても直接運営より年間2,300万円程度削減できたものと考えております。

そのほか民間管理の特徴として、健康増進や心身のケアやリラクゼーションの開設、売店の増設で地元商業者、農業者の産品販売、民間視点での施設整備などが推進されております。具体的な取り組みとしまして午後10時までの営業時間の延長、週1回の定休日を月1回に変更する定休日の営業、売店の設置と飲食物の充実と指定管理者によるじゅうたんの設置等の施設を快適に利用するための整備など、それまでにはなかった営業

努力が展開されたことにより、利用者数も徐々に増加しております。そのようなことから健康センターは利用者からの好評が寄せられていると思われまます。

また、現時点での課題は施設、設備の老朽化により水源の水位低下や多くの機械設備の修繕が必要となっております。安定的な住民サービスの継続のために施設の設置目的を考慮した適切な維持管理を行い、利用者の声にも対応しながら魅力ある施設づくりを進め、利用者に喜んでもらえるよう施設の充実に努めていきたいと思ひます。今後とも健康増進施設としての効率的運営や経費の削減等を図れるものは民間にゆだね、住民サービスの向上に努めていきたいと思ひます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、民営化が進められている町立保育園は、これまでどおり町が運営すべきとおただしについてお答えいたします。

町では私立も含めた町全体の幼稚園、保育園の今後のあり方を初めとして、総体的、計画的に将来の幼児の教育環境を整備しながら子育て支援を行っていくために、昨年度、幼稚園・保育園に関する基本方針を策定いたしました。この方針に基づく実施計画の中で、町立保育園1園につきましては来年度から2年間運営を委託し、その翌年から民営化することとしております。今年度、ひかり保育園について委託することを決定し、先日、町社会福祉協議会が正式に受け入れることも決定されたところでございます。

委託及び民営化するに当たっては、園児や保護者が不安を持たないように現在の園と運営形態が基本的に変わらないことを第一と考え、受け入れ先については非営利で準公共的な福祉団体である社会福祉協議会を選定し、さらにはこれまで町立で培ってきた園の運営内容を十分に引き継ぐために最初は業務委託することといたしました。これまで同様、給食を実施することや保育士の配置、その他についても、現在、同協議会と協議を行っておるところでございます。今回の保育園の業務委託は、園児や保護者に不安を与えない中でサービスの向上も図り、保護者負担も増大させないという方針で進めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、図書館等、社会教育施設については指定管理者導入施設から除くべきとおただしではありますが、町といたしましては、第4次矢吹町行財政改革大綱及び財政再建3カ年計画等において、公の施設の管理運営については計画的に民間委託を進めることとし、図書館、ふるさとの森芸術村、文化センターはそれぞれNPO法人に運営業務を委託しております。

図書館の運営業務の委託においては、民間のノウハウを生かした企画事業として、多くの町民の皆さんに利用していただくために図書館まつりの開催、お話し会の拡大などを実施し、年間述べ約1,300人の参加者がおり、図書館の利用の促進が大きく図られました。また、委託により1,000万円程度の経費縮減が図られております。

ふるさとの森芸術村においては、町内外からの来館者に楽しんでいただくために展示スペースを利用したギャラリーコンサートの開催や、新春には茶道のお手前に町内の子供たちを招待し、芸術鑑賞の機会を設けるなどサービスの向上に努めました。委託により650万円程度の縮減が図られております。

文化センターにおいては、受託者の企画運営により自主事業を実施した結果、引き続き民間の活力を生かした事業展開が十分可能であることが確認できたと考えております。委託により1,700万円程度の縮減が図られております。

このように、いずれの施設においても業務委託により町民サービスの向上と経費の縮減が図られております。また、指定管理者制度に関する基本方針に基づき、現行の運営業務委託から指定管理者制度へ移行することにより管理権限が移譲されることで柔軟な運営が図られ、さらに住民が使いやすく魅力ある施設となることが期待されます。今後、指定管理者への移行に向け事前の十分な協議を行い、万全な体制による指定管理者制度を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、来年4月から施行されます後期高齢者医療制度について、無年金者や収入のないお年寄りに対し、町の対応として保険料の軽減等とはのおただしであります。議員ご承知のとおり後期高齢者医療制度が創設された背景には、少子高齢化に伴います増嵩する老人医療費を現役世代と高齢者世代間の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするため75歳以上の高齢者を対象に創設されました。これまで、75歳以上の方は国民健康保険や社会保険等に加入しながら老人保健制度で医療を受けていました。来年4月からはこれまで加入していた医療保険を脱退し、新しい独立した制度である後期高齢者医療制度に加入することになります。この医療制度は、都道府県の区域ごとにすべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が運営を行います。福島県においても当該広域連合が設立され、現在スタートに向けて医療制度に関する条例の制定等の準備を進めております。

福島県の広域連合後期高齢者医療に関する条例では、所得の低い世帯に対する均等割額を7割、5割、2割軽減する措置や納付困難な方に対する徴収猶予、保険料の減免制度が定められております。具体的な事務処理の取り扱いについてはまだ決定されていない部分もありますが、低所得者に対する措置は講じられておりますので、町独自の対応策につきましては現在のところ検討しておりません。

なお、福島県の保険料は所得割率が7.45%、被保険者均等割が4万円であり、1人当たりの平均賦課額は5万6,200円と試算されております。保険料の納入方法も原則として年金から控除する特別徴収により納めますが、年金額の少ない方は納付書や口座振替により直接町に納めることになります。また、特別な理由もなく保険料を滞納した場合の保険証は、短期被保険者証や資格証明書を交付する予定であります。今後においても医療制度改革関連の政令等の改正も予定されており、関係条例については来年3月議会に提案する予定であります。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で私の答弁とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 10番、棚木良一議員、再質問はございませんか。

10番。

○10番（棚木良一君） まず、町長の退職金の廃止についてですが、一般の職員と一緒に福島県市町村総合事務組合で共同され、各市町村の退職手当の財源となる負担金の割合や退職手当の支給率などは同組合の条例や規則で決められているということで、ここを脱退しない限りはだめなんだということなんですが、これは町長など町三役だけ脱退して職員はそのまま残っているということは私はできるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺は調査、研究なりしてみたのかどうか、その点をお尋ねいたします。

そしてまた、先ほども言いましたように矢吹町の財政再建、約180億も借金があるわけでありまして。そして、町民に負担をさせないで財政再建をやるという考えでいるならば、やはり一番最初にこういった問題に手をつけるということが、私はこれはやはり町長として避けて通れない課題というふうに思っているわけでありまして。

ですから、今回はやむを得ないとしても2期目、もし野崎町長が町長になったならば、この退職金についてはやはり廃止すると、そういう決意で臨んでいただきたいというふうに思んですが、そういった決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

次に、健康センターの民営化後の検証と見直しについてであります。

1年間に2,558万2,000円、これは人件費だけということなんですが、10年間だと2億5,000万なんです。このままこの民間委託、そして見直しもしないということなら大変な財政負担になると思うんですよ。私だったら、やはり莫大なお金をかけてつくった施設であります。そういった点ではやはり大家さんということでお金をもらうということになると思うんですが、私はそういったことも可能ではないかというふうに考えます。それはなぜかといいますと、いわゆる委託前の事業費が4,882万円なんです。そのうち3,156万は人件費と。実際にはそうすると1,700万くらいなんです。ところが、委託分の事業費は2,500万もあるわけですから、これはちょっとプラスマイナス引いても町の方が相当負担しているのではないかなというふうに思うんです。

また、この最初の健康センターのいわゆる民間委託するときの収支予算書を見ても、相当いわゆる委託された業者の方々が潤ってしまうというようなことがあるのではないかなと思うんです。先ほど修繕費もかかるということですが、20万以上の修繕費については町が負担するというのでありますので、そういった点ではこの2,558万2,000円には、それ以下の経費ということで、この最初の収支予算を見ますと、例えば原材料費、側溝のふたとか砂とかそういったものまで入ったり、貸し植木からいろいろみんな入っているんです。ですから、そういった積算も再度検証して、やはり3年間委託をしたわけですから、3年後にはこの検証をしてやはり町からの支出を少なくする。あるいは、いわゆる貸し賃を、大家さんですから家賃をもらうと、そういったことも私は必要ではないかと思しますので、その点について町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、町立保育園の民営化の問題であります。

このことについてはたくさんの方々がやはり心配しているわけです。保護者ばかりでなくて、やはり今まで保育園を卒園された方々が、大人になってきた方々も心配しております。特に急いでやる必要はないのではないかなと思うんです。特に、福祉協議会のご承知のように介護のデイサービスを専門にやっているわけがあります。そしてまた、地域包括支援センターが立ち上がりまして、新しい事務局長さんも来て仕事も容易でないと、大変苦労しているという話も聞いておりますので、そういったところでまた今度は保育園の経営まで、これまた大変になってくるのではないかなというふうな心配もあるわけでありまして。私はやはり子育て支援を言うなら、やはり本当に町が運営してこそ子供も親も安心して任せられるということでありまして、そういった点について急がないで検討していただきたいというふうに思います。その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

次に、指定管理者導入についてであります。

これはNPOにおいて図書館で1,000万円、あるいは文化センターで1,700万円ということでありましてけれども、ほとんどが人件費なわけでありまして。これなどについても、健康センターについては退職金から厚生年金からいろいろそういったものが予算化されておりますけれども、文化センターやあるいは図書館、ふるさとの森で働く人たち、そういったことが実際にやられているのか、同じく。そういった経費が出されているのかということでありましてけれども、私は、人件費の削減ができたからと言っていますが、ここで働く人たちが安心

して生活できるのか、安い人件費、役場そのものがワーキングプアを生み出しているのではないかというふう
に思います、そういった点はどうか。

そして、図書館の民営化、あるいは指定管理者制度導入については、やはりこれは私は大変問題だと思う
んです。特に、東京から矢吹町に移住してきた人も、矢吹町はよいところがたくさんあると。温泉はあるし、ふ
るさとの森はあるし、文化センターはあるし、図書館がある。本当に私は素晴らしいところに来たと喜んでい
るんです。ところが、実際にこれが逆にこういった指定管理者に、民間に委託されたならだんだん住みづら
くなってしまおうと、そういう心配があるわけでありまして。そういった点で、やはり矢吹町がよそに自慢できるも
の、そういったものはやはり幾つかあっていいのではないかというふうに思います。これは職員にとってもこ
ういった仕事を町自体がやっていたら、その仕事にも誇りが持ててくると思いますし、やる気も出てくると思
うんです。そういった点でぜひともこの図書館やふるさとの森などについては、これまでどおり町が管理して
やっていただきたいというふうに思います。その点について町長の考えをお聞かせいただきたいと思いま

○議長（根本信雄君） 棚木さん、残り1分になりますから了解ください。

○10番（棚木良一君） 75歳以上のお年寄りのことについてであります。

後期高齢者医療制度についてであります。これについては先ほども言いましたように、私は国民健康保険と
同じくなくなってしまうのではないかというふうに心配しているんです。これは75歳以上の人は今度は1割負担で
ありますけれども、70歳から74歳の人は2割負担、65歳から69歳の人は3割負担ということでありましてけれど
も、やはり介護保険とこの後期高齢者のいわゆる保険料を合わせますと1万円以上になっちゃうんです。だん
だんと容易でなくなってしまう。そうするとまたお年寄りの人は……

○議長（根本信雄君） 棚木さん、タイムオーバーです。いいですか。

○10番（棚木良一君） この保険制度はうば捨て山になりかねないということで、日本医師会も9割公費負担
を提案しているんです。そういう点でぜひとも矢吹町でも町長が変える気あればそういった要望をこの後期高
齢者の……

○議長（根本信雄君） 棚木さん、タイムオーバーです。

○10番（棚木良一君） わかりました。私の一般質問を終わります。

○議長（根本信雄君） ただいまの10番、棚木良一議員の再質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、棚木議員の再質問にお答えいたします。

最初に、町三役の退職金の廃止でございますが、これについては再度検討した結果というような答弁をさせ
ていただきましたが、総合事務組合の方に再度確認をした上でできないという判断をいただいております。2
期目というような内容のご質問でございますが、現時点での発言については控えさせていただきたいと思
います。

次に、健康センターの件でございますが、人件費を含めて事業費を積算、見積もりすることについては妥当
だということでございますので、このような比較検討をさせていただきましたのでご了解をいただきたいと思
います。経費の節減が図られたということでご理解をいただきたいと思います。

なお、修理費については、指定管理者の範疇、さらには町で行うべき範疇を明確にしながら内容等を精査し、適正な対応を図ってまいりますのでご理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、町立保育園の運営については柵木議員のご心配ありがとうございます。ただ、事務局長もやる気満々でありますし、先ほど答弁させていただきましたように園児や保護者に不安を与えない中でサービスの向上を図り、保護者負担も増大させないということで進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

さらに、文化センター等の指定管理者に向けては人件費の削減でいいのかと、ワーキングプアを生まないのかというようなご心配をいただきましたが、私自身は民間の経営努力に期待したいと、そういう期待し得る方を受託先として選定をしておりますし、先ほども答弁させていただきましたように十分な協議を行い、万全な体制による指定管理者制度をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

最後に、後期高齢者でございます。これらについてはまだ十分に協議が調っていないと、そして皆様の方にお示しができない。なお、詳しい内容等については、先ほどお話ししましたように条例等も含めて来年3月の議会に提案する予定であります。ただ、今までも何もしてこなかったということではなくて、各町村と連携しながら、特に高齢者の負担を少なくするよう努力をしております。その結果が全国平均を下回る5万6,200円という賦課額になったということについてはご理解をいただきたいと思っております。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 以上で10番、柵木良一君の一般質問は打ち切ります。

以上で、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

これにて一般質問は終結いたします。

◎総括質疑

○議長（根本信雄君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・請願の付託

○議長（根本信雄君） 日程第3、これより議案・請願の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第58号、第59号、第60号、第61号、第62号、第63号については、8名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第57号については、8名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、付託の上審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名いたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名をいたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

○事務局長（小林伸幸君） それでは、朗読いたします。

第1 予算特別委員会、これについては19年度の特別会計の補正予算の審議に当たります。鈴木一夫議員、熊
田宏議員、渡辺正美議員、諸根重男議員、藤井精七議員、角田秀明議員、須藤羊一議員、遠藤守議員が第1 予
算委員会です。

第2 予算特別委員会、一般会計の補正予算になります。大木義正議員、栗崎千代松議員、柏村栄議員、吉田
伸議員、棚木良一議員、十文字重康議員、松谷正良議員、永沼義和議員。

以上であります。

○議長（根本信雄君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第45号、第46号、第47号、第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第53号、第
54号、第55号、第56号についてはお手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに
いたしたいと思ます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

次に、11月22日までに受理した請願は、会議規則第92条の規定によりお手元に配付の請願文書表のとおり各
委員会に付託いたします。

ここで暫時休議いたします。

(午前10時54分)

○議長（根本信雄君） 再開いたします。

(午前11時10分)

◎選挙第1号 福島県後期高齢者医療広域連合議会の議員の補欠選挙について

○議長（根本信雄君） 日程第4、これより選挙第1号 福島県後期高齢者医療広域連合議会の議員の補欠選挙
を行います。

福島県後期高齢者医療広域連合は当町を初め県内全市町村で組織し、高齢者の医療の確保に関する法律に規
定する後期高齢者医療制度の事務のうち、被保険者の資格の管理、医療給付、保険料の賦課などに関する事務
を処理している特別地方公共団体であります。

今回の補欠選挙は広域連合議会の任期満了に伴って行われるものです。この選挙は、広域連合規約第8条の規定によりすべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、町議会会議規則第33条の規定に基づく選挙結果のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告は、町議会会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにいたしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については町議会会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

また、選挙につきましては投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（根本信雄君） ただいまの出席議員数は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、熊田宏君、4番、栗崎千代松君を指名いたします。

次に、候補者名簿につきましては配付済みであります。配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（根本信雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（根本信雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

事務局長に点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼～投票〕

○議長（根本信雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票は終了いたしました。

これより開票を行います。

立会人の熊田宏君、栗崎千代松君は開票の立ち会いをお願いいたします。

事務局に開票を命じます。

[開 票]

○議長（根本信雄君） これより選挙の結果を報告いたします。

投 票 総 数 1 6 票

有 効 投 票 1 6 票

無 効 投 票 0 票

有効投票中

 斎 藤 松 夫 君 3 票

 大和田 昭 君 1 3 票

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

◎散会の宣告

○議長（根本信雄君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでございました。

(午前11時23分)